損保ジャパン

NKSJグループ

平成22年4月改定

国内PL保険

賠償責任保険普通保険約款　賠償責任保険追加条項　生産物特約条項

製造物責任法（PL法）に対処するために!

PL法（PL=Product Liability）とは?

過失責任から欠陥責任へ

技術的に素人である消費者にとって証明するのが難しかった『企業の過失』に代わり、『製品の欠陥』があれば企業側の責任が認められる『欠陥責任』の法理が採用されています。

欠陥とは

欠陥とはその製品が『通常有すべき安全性を欠いていること』をいいます。これはその製品の特性や通常予見される使用形態、製造者等が製品を引き渡した時期、その他の事情を考慮して判断します。

製造物責任

製造物責任とは、欠陥商品によってその製品の使用者である消費者やその他の第三者が身体障害や財物損害を被った場合、その欠陥製品の製造者などが被害者に対して負担する法律上の賠償責任のことをいいます。

民法（不法行為）とPL法（民法の特別法）の違い

十分な対策をとっていると思っていても、予想もしなかった欠陥が指摘されたら……経営を守る備えのひとつとして国内PL保険をぜひお役立てください。

国内PL保険にご加入いただく方（被保険者）

1）完成品製造会社
2）部品・原材料製造会社
3）販売会社
4）輸入会社　など

このほか据付業・メンテナンス業の方もその業務の結果に関してご加入いただくことができます。

保険の対象となる製品の範囲

貴社の製造、加工、販売、輸入するすべての製品

保険金をお支払いする主な場合

1）被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

●身体賠償の場合
治療費／休業損失／慰謝料など

●財物賠償の場合
修理費／再調達に要する費用　など

※ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

2）被害者に対する応急手当、緊急措置などの費用

3）訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬　など
（事前に損保ジャパンの承認が必要です。）

……など

1）被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
2）戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
3）地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然事変
4）被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
5）被保険者の使用人が被保険者の業務従事中に被った身体障害
6）生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
〈具体例〉
建物１棟を施工した工事業者（＝被保険者）が、その施工に問題があり建物が損壊したことに起因する賠償責任は、補償対象となりません。
※建物が仕事の目的物に該当します。
7）生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物の回収費用
8）海外で発生した事故によって生じた損害
（「海外PL保険」で補償することができますので、別途取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。）
9）被保険者は、事故の発生または拡大を防止するため、遅滞なく、生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物について、回収、廃棄、検査、修理、交換、取りこわし、解体その他の適切な措置（以下「回収措置」といいます。）を講じなければなりません。被保険者が、正当な理由なく回収措置を怠った場合は、損保ジャパンは、その措置が講じなかったことによる損害に対しては、保険金を支払いません。
また、生産物もしくは仕事の目的物またはこれらが一部をなす財物の回収措置が講じられた場合であっても、損保ジャパンは、被保険者が支出した回収措置に要した費用に対しては、保険金を支払いません。
〈注〉生産物特約条項で補償の対象となる身体賠償事故または財物賠償事故が発生し、完成品メーカーや販売店から回収措置に要した費用を求償された場合は、被保険者以外の第三者が負担した費用については、生産物特約条項の補償対象となります。
………など

保険期間

保険期間は１年間です。損害賠償請求の時期を問わず、保険期間中に生じた賠償事故が保険の対象となります。
保険期間開始前に製造、輸入、販売された製品が原因であっても、保険期間中に発生した事故であれば保険の対象になります。

お支払い限度額と自己負担額

1）お支払い限度額（保険金額）
お支払い限度額は、身体賠償と財物賠償のそれぞれについてご設定ください。

〈保険金額設定例〉

●身体賠償	被害者１名について	3,000万円
	１事故および保険期間中限度額	１億円
●財物賠償	１事故および保険期間中限度額	5,000万円

※上記の方式のほかに、1事故について身体賠償、財物賠償それぞれの損害額を合算して保険期間中の支払限度額を限度にお支払いする『身体・財物共通保険金額設定方式』があります。この方式でご契約いただくと保険料が割引になります。

2）不良完成品損害、不良製造品・加工品損害に関するお支払い限度額（保険金額）は、それぞれ財物の保険金額（１事故・保険期間中）の10%となります。
※不良完成品損害と不良製造品・加工品損害の保険金額の増額について
不良完成品損害、不良製造品・加工品損害に関して保険金額の増額を必要とされる場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3）自己負担金（免責金額）
身体賠償・財物賠償のそれぞれについて１事故あたりの自己負担額（免責金額）をご設定ください。また、自己負担額を高くご設定いただくと保険料が割引になります。

不良完成品損害、不良製造品・加工品損害とは?

●不良完成品損害
他の製品の成分、原材料もしくは部品または容器もしくは包装等として使用されている生産物（仕事の結果を含みます。）の欠陥により完成品を損壊したことによって負担する法律上の賠償責任をいいます。
〈具体例〉
液晶テレビ向電子部品に不具合があり、完成品である液晶テレビに損害を与えたことにより負担する法律上の賠償責任。

●不良製造品・加工品損害
生産物が製造機械等またはその制御装置である場合、製造機械等により製造・加工される財物を損壊（製造品・加工品の色、形状、性能、効能等が本来意図したものと違うことに起因する損害を含みます。）したことによって負担する法律上の賠償責任をいいます。
〈具体例〉
工作機械メーカーが製造した製菓機械の不具合により、製菓会社が製造したお菓子10,000個が変形し、廃棄したことにより工作機械メーカーが負担する法律上の賠償責任。

お支払いいただく保険料

保険料は、保険金額・自己負担額の設定、製品の種類、年間売上高、領収金等によって異なりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合せください。

※この保険契約の保険料につきましては、ご契約期間終了後、ご契約時の予測の保険料算出基礎（保険期間中の売上高・領収金等）にもとづいた保険料（概算保険料）と、ご契約期間終了時の確定数値にもとづいた保険料（確定保険料）との差額を精算させていただきます。なお、最近の会計年度の売上高・領収金等を保険料算出基礎とした場合、この精算を省略することがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

国内PL保険とは?

**製品の安全性へのさらなる備えに加え、
企業防衛のための備えが必要です。**

被保険者である貴社が製造、販売あるいは輸入した製品が原因で
1）消費者等第三者がケガをしたり、死亡した場合、
2）建物の焼失等第三者の財物に損害を与えた場合、
に法律上の賠償責任を負担することによって被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。

本保険は、PL法（製造物責任法）に基づく責任のみならず、従来からある民法に基づく不法行為責任、債務不履行責任等も対象になるため（注）、製造物責任法で問われる法律上の賠償責任よりも広い範囲をカバーします。

（注）たとえば販売会社については、PL法では適用外となっていますが、従来どおり民法上の不法行為責任や債務不履行責任などが課せられる可能性があります。本保険は、こうした場合でもカバーすることができます。

こんな事故もPLです!

1 仕出し弁当に入っていた具に細菌が付着していたため、食中毒が発生した。（食品）

2 カステラに画びょうが混入していたため、口内を切った。（食品）

3 調理中、フライパンの柄が抜け、こぼれた油に引火し、火事になった。（日用品）

4 ローラースケートで走行中、前輪が折れて転倒し、骨折した。（スポーツ用品）

5 ほおずりしようとした子供の目に、熊の人形の尖ったヒゲがささった。（玩具）

6 内容物である醤油の発酵によりビンが破裂し、家屋のガラスが割れた。（容器）

7 自転車のブレーキに欠陥があり、家の壁に激突し負傷した。（部品）

8 洗濯機の取扱説明書にアースの取り付け方が記入されていなかったため、アースを取り付けず使用したところ感電した。（警告表示）

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いて支払いを行う場合があります。

1.以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
　<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
　<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
　<3>損害賠償の請求の内容
2.他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3.損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4.損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5.損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6.他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7.上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、次の場合は、30日以上の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会　②専門機関による鑑定結果の照会　③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査　④日本国外での調査　⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記窓口へご連絡ください。

【窓口：事故サポートデスク】

0120-727-110

<受付時間>　平　　日：午後5時～翌日午前9時
　　　　　　土日祝日：24時間（12月31日～1月3日を含みます。）

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までご照会ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険金額（お支払いする保険金の限度額）や免責金額（自己負担額）等を外貨建とされる場合、保険金の支払い時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額が、保険契約締結時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額を下回る場合がありますので、ご注意願います。

●保険料算出の基礎となる売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。
なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

①保険期間が1年以内のご契約	③法人または社団・財団等が締結したご契約
②営業または事業のためのご契約	④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
（※）保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

●保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

●保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、損保ジャパンまたは取扱代理店が保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

●分割払の場合には、保険料の額、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。

●分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなかったり、保険契約が解除される場合があります。

●保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしておりますので、お確かめください。

●この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
（注）最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●ご契約を解約される場合には、損保ジャパンまたは取扱代理店までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）
（1）保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
①被保険者が個人(注)のお客さまの場合
（注）個人事業主のお客さま（法人以外の組合等のお客さまも含みます。）は、個人に含みます。また、被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。
<告知事項>

保険契約申込書に★印がある項目

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合
<告知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項すべて

（2）保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の①記名被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）②業務内容欄　③特約別記載事項の食中毒利益の業種欄に記載の事項　④特約別記載事項の生産物の販売形態欄　⑤損保ジャパンが保険契約申込書以外の書面で告知を求めた事項をいいます。

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）
（1）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
①被保険者が個人(※)のお客さまの場合
<通知事項>

告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

（※）個人事業主のお客さま（法人以外の組合等のお客さまも含みます。）は、個人に含みます。
②被保険者が上記①以外のお客さまの場合
次のような場合には、あらかじめ(※1)損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。
<通知事項>

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合 ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

（※）保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知が必要となります。
（2）以下の事項に変更があった場合にも、損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

（3）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

●概算保険料方式のご契約については、保険期間終了後に、確定した保険期間中の売上高等に基づき算出した保険料との差額を確定精算として精算します。確定精算時の精算保険料算出の基礎数字となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いします。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いします。

●概算保険料方式でご契約いただいた場合で、かつ、保険料が最低保険料となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、保険料返れいは行いません。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（http://www.sompo-japan.co.jp）に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、損保ジャパン営業店または取扱代理店までお問い合わせ願います。

●損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口：㈱損害保険ジャパン】

0120-888-089

<受付時間> 平　　日：午前9時～午後8時
　　　　　　土日祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）

<インターネットホームページアドレス>　http://www.sompo-japan.co.jp

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である㈳日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、㈳日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：㈳日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

ナビダイヤル **0570-022808**

<受付時間>平日：午前9時15分～午後5時

<インターネットホームページアドレス>　http://www.sonpo.or.jp/

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1　TEL.03（3349）3111
ホームページアドレス　http://www.sompo-japan.co.jp

【商品に関するお問い合わせ先】
株式会社損害保険ジャパン　取扱代理店
保険プラス　株式会社リンクソリューション　http://www.hokenplus.com

※　詳細は、下記サイトのお問合せフォームよりお問合せください。
□　損保ジャパン 工事保険 お問合せ 申込みサイト
URL：http://www.koujihoken.info

(SJ10-20982 2011.1.19) Y5024-06 11.02 (99MA5486) 120630 Ver 2.01